

諮問庁：防衛装備庁長官

諮問日：平成30年1月19日（平成30年（行情）諮問第35号）

答申日：平成30年4月25日（平成30年度（行情）答申第30号）

事件名：多目的自立走行ロボットの立案目的等分かる文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月8日付け装官総第11218号により防衛装備庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

当該文書は別の形で既に3回開示請求をしています。防衛装備庁はその度に形式不備だとか名称が違うとか理由をこじつけては、不開示にしてきました。その状況を踏まえ、請求人は同庁担当者の説明を踏まえて、上記のような請求名称にした経緯があります。また、担当者からは形式不備の具体的な説明はありませんでした。こうした同庁の姿勢は、国民の知る権利に基づく法及び情報公開制度の趣旨を無視するものであり、法律の適用を誤っています。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるが、1件分の手数料で6件分の開示を請求していることから、法9条2項の規定に基づき、平成29年8月8日付け装官総第11218号により形式不備不開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法9条2項該当性について

原処分では、1件分の開示請求手数料で6件分の開示請求が行われているため、開示請求者に対して電話により数回にわたり具体的に何について開示請求したいのか尋ねる一方、6件全てについて開示請求するのであれ

ば開示請求手数料を追加する必要がある旨を伝達して開示請求の補正に向けて調整を試みたが、当人が一切応じなかったことから、形式上の不備（開示請求手数料の未納）により原処分を行ったものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示決定を取り消し、全部開示するよう求めます。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書について法9条該当性を十分に検討した結果、その全てが上記2のとおり十分な調整を経た上で同条2項に該当すると判断して不開示としたものであることから、審査請求人の主張は理由がなく、したがって、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月6日 審議
- ④ 同月26日 審議
- ⑤ 同年4月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件開示請求には開示請求手数料の未納という形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件開示請求に係る求補正の経緯等について

当審査会において諮問書に添付された資料を確認したところ、審査請求人は、本件開示請求を行うに当たって、1件分の開示請求手数料である300円を納付したことが認められる。

そして、本件開示請求に係る求補正の経緯等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

- (1) 本件開示請求は、6件の装備品等について、立案・研究・開発・試作・装備化の目的、内容、経緯、過程、発注や委託先と金額、成果、外部評価、関与した外部組織や研究者などが分かる一切の資料の開示を求めるものであるが、納付済みの1件分の開示請求手数料で6件分の開示請求が行われているため、審査請求人に対し、6件全てについて開示請求するのであれば開示請求手数料を追納する必要がある旨を電話で伝えて、開示請求手数料の追納又は請求内容の補正を求めた。

- (2) これに対し、審査請求人は、本件開示請求は1件として請求しており、文書探索の結果、それぞれが別件であることが確定した場合は開示請求手数料を追加する旨を処分庁に回答した。
- (3) 処分庁は、上記(2)の審査請求人からの回答を踏まえ、関係部署において本件対象文書の探索を行った結果、請求内容を全て網羅するような行政文書の存在は確認できなかったことから、審査請求人に対し、現在の請求内容では形式不備による不開示決定を行うこととなる旨を伝えるとともに、再度開示請求手数料の追納又は請求内容の補正を求めたが、審査請求人が応じなかったため、形式上の不備（開示請求手数料の未納）を理由として原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

- (1) 上記2(1)ないし(3)の諮問庁の説明は、要するに、処分庁においては、文書探索の結果、本件開示請求の内容を全て網羅するような行政文書の存在は確認できなかったが、他方で、本件開示請求につき、納付済みの1件分の開示請求手数料で6件の行政文書の開示請求が行われたものと考えて、審査請求人に対し、6件の行政文書全ての開示を求めらるるのであれば、不足している5件分の開示請求手数料を追納する必要があり、追納しないのであれば、本件開示請求の内容では形式上の不備による不開示決定を行うことになるため、請求の内容を補正するよう求めた（以下「本件求補正手続」という。）ところ、審査請求人がこれに応じなかったことから、本件開示請求に形式上の不備（開示請求手数料の未納）があることを理由として原処分を行ったというものである。
- (2) そこで検討すると、諮問庁の説明によれば、処分庁は、本件開示請求の趣旨について、6件の装備品等につき、立案等の目的、内容等が分かる資料の開示を求めるといふ本件開示請求の内容から、6件の行政文書の開示を求めると考えたというのであるから、処分庁においては、本件開示請求につき、法4条1項2号に定める事項が記載されていないというわけではなく、上記の各装備品等に関する行政文書の開示を求めていることは明らかであるが、その対象となる各装備品等に関する具体的な行政文書については、なお審査請求人に対する求補正手続等により特定していく必要があるものと捉えていたといふことができる。

そして、上記2のとおり、審査請求人は、1件分の開示請求手数料を納付していた上、諮問庁の説明によれば、処分庁からの求補正に対し、本件開示請求は1件として請求しているが、文書探索の結果、それぞれが別件であることが確定した場合には開示請求手数料を追納する旨を回答していたといふのである。

以上を踏まえると、たとえ、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の項の記載（別紙のとおりの内容）からは、直ちにその対象と

なる具体的な行政文書を特定することができなかつたとしても、処分庁においては、まずもって、原処分を行う前に、本件開示請求の対象とされていると考えられた6件の装備品等に関する具体的な行政文書（開示請求の件数はともかく）について探索し、これを踏まえて、審査請求人に対し、その具体的な名称等を提示するなど補正の参考となる適切な情報を提供した上で、開示を請求する行政文書の名称等について補正を求めるなどの求補正手続により文書の特定を行い、必要な開示請求手数料を確定してその納付を求めることは、十分に可能であり、かつ、そのようにすべきであったと考えられる。

そうであるにもかかわらず、処分庁においては、文書探索の結果、本件開示請求の内容を全て網羅するような行政文書の存在が確認できなかったというだけで、原処分を行う前に、審査請求人に対し、本件求補正手続を行ったにすぎないのであって、上記のような適切な情報提供や求補正手続を行ったとは認め難いといわざるを得ない。

- (3) 以上によれば、処分庁においては、本件開示請求に対し、上記(2)のような開示請求者（審査請求人）に対する適切な情報提供や求補正手続を行わないまま、直ちに本件開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があるとして不開示決定をすることは許されず、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるから、原処分は取消しを免れない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

防衛省及び防衛装備庁が関与する，多目的自立走行ロボット，無人航走体，高出力レーザ兵器，車両型無人プラットフォーム，隊員用パワーアシスト技術，操作支援ヒューマンシステム技術について，立案・研究・開発・試作・装備化の目的，内容，経緯，過程，発注や委託先と金額，成果，外部評価，関与した外部組織や研究者などが分かる一切の資料。